

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年11月13日 |
| 【会社名】 | 楽天株式会社 |
| 【英訳名】 | Rakuten, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 |
| 【電話番号】 | 050-5581-6910（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役員 最高財務責任者 廣瀬 研二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 |
| 【電話番号】 | 050-5581-6910（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役員 最高財務責任者 廣瀬 研二 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 平成30年4月11日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 平成30年4月19日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 平成32年4月18日 |
| 【発行登録番号】 | 30 - 関東 1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 200,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 200,000百万円 (200,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年11月13日(提出日)です。 |
| 【提出理由】 | 平成30年4月11日に関東財務局長に提出した発行登録書(平成30年11月2日に提出した訂正発行登録書による訂正後のもの。)の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

【訂正内容】

訂正箇所は、__ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

(中略)

2【新規発行社債(劣後特約が付されている場合)】

(中略)

<楽天株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報>

(訂正前)

(前略)

8 借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得(以下「期限前償還等」という。)する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、本社債につき、期限前償還等をしないことを意図している。ただし、期限前償還等を行う日が平成35年12月13日以降となる場合において、以下に該当する場合を除く。

当社のいずれかの期末又は各四半期末(当該期末又は四半期末が期限前償還等を行う日以前12ヶ月間のうちに到来するものに限る。本項において以下同じ。)において、当社より公表(決算短信による公表を含む。本項において以下同じ。)済み、かつ、最新の連結財務諸表に係る財務データ(以下「最新の財務データ」という。)に基づき算出される当社調整連結自己資本金額(下記に定義する。)が、平成30年12月期第3四半期末の連結財務諸表に係る財務データに基づき算出される当社調整連結自己資本金額に本社債の発行価額の総額を加算した金額以上の場合、かつ、当社調整連結自己資本比率(下記に定義する。)が10.0%以上の場合。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、各信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本金性(パーセント表示される。)を乗じた金額(信用格付業者毎に承認を得た資本金性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)を、借換証券について信用格付業者から承認された資本金性(パーセント表示される。)(ただし、下記に定める借換証券となる当社普通株式の資本金性は、100パーセントとする。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認を得た資本金性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)をいう。

「借換証券」とは、以下の 乃至 の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の 乃至 の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるもの限り、また、以下の 乃至 の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本金性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

当社普通株式

その他株式

同順位劣後債務

上記 乃至 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「当社調整連結自己資本金額」とは、該当するいずれかの期末又は各四半期末における連結財務諸表に係る財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除し、1億円未満を四捨五入した金額をいう。

「当社調整連結自己資本比率」とは、最新の財務データにおける当社調整連結自己資本金額を、最新の財務データにおける「負債及び資本合計」の金額で除し、小数点以下第2位を四捨五入した値をいう。

(後略)

(訂正後)

(前略)

8 借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得(以下「期限前償還等」という。)する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、本社債につき、期限前償還等をしないことを意図している。ただし、期限前償還等を行う日が平成35年12月13日以降となる場合において、以下に該当する場合を除く。

当社のいずれかの期末又は各四半期末(当該期末又は四半期末が期限前償還等を行う日以前12ヶ月間うちに到来するものに限る。本項において以下同じ。)において、当社より公表(決算短信による公表を含む。本項において以下同じ。)済み、かつ、最新の連結財務諸表に係る財務データ(以下「最新の財務データ」という。)に基づき算出される当社調整連結自己資本金額(下記に定義する。)が、平成30年12月期第3四半期末の連結財務諸表に係る財務データに基づき算出される当社調整連結自己資本金額に本社債の発行価額の総額を加算した金額以上の場合、かつ、当社調整連結自己資本比率(下記に定義する。)が10.0%以上の場合。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、各信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)を、借換証券について信用格付業者から承認された資本性(パーセント表示される。)(ただし、下記に定める借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)をいう。

「借換証券」とは、以下の 乃至 の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の 乃至 の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるもの限り、また、以下の 乃至 の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

当社普通株式

その他株式

同順位劣後債務

上記 乃至 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「当社調整連結自己資本金額」とは、該当するいずれかの期末又は各四半期末における連結財務諸表に係る財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除し、1億円未満を四捨五入した金額をいう。

「当社調整連結自己資本比率」とは、最新の財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した金額を、最新の財務データにおける「負債及び資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した金額で除し、小数点以下第2位を四捨五入した値をいう。

(後略)

<楽天株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報>

(訂正前)

(前略)

8 借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得(以下「期限前償還等」という。)する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、本社債につき、期限前償還等をしないことを意図している。ただし、期限前償還等を行う日が平成37年12月13日以降となる場合において、以下に該当する場合を除く。

当社のいずれかの期末又は各四半期末（当該期末又は四半期末が期限前償還等を行う日以前12ヶ月間のうちに到来するものに限る。本項において以下同じ。）において、当社より公表（決算短信による公表を含む。本項において以下同じ。）済み、かつ、最新の連結財務諸表に係る財務データ（以下「最新の財務データ」という。）に基づき算出される当社調整連結自己資本金額（下記に定義する。）が、平成30年12月期第3四半期末の連結財務諸表に係る財務データに基づき算出される当社調整連結自己資本金額に本社債の発行価額の総額及び第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行価額の総額の合計の金額を加算した金額以上の場合、かつ、当社調整連結自己資本比率（下記に定義する。）が10.0%以上の場合。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、各信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額（信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。）を、借換証券について信用格付業者から承認された資本性（パーセント表示される。）（ただし、下記に定める借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。）をいう。

「借換証券」とは、以下の 乃至 の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の 乃至 の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の 乃至 の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

当社普通株式

その他株式

同順位劣後債務

上記 乃至 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「当社調整連結自己資本金額」とは、該当するいずれかの期末又は各四半期末における連結財務諸表に係る財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除し、1億円未満を四捨五入した金額をいう。

「当社調整連結自己資本比率」とは、最新の財務データにおける当社調整連結自己資本金額を、最新の財務データにおける「負債及び資本合計」の金額で除し、小数点以下第2位を四捨五入した値をいう。

（後略）

（訂正後）

（前略）

8 借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得（以下「期限前償還等」という。）する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額（下記に定義する。）につき借換証券（下記に定義する。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、本社債につき、期限前償還等をしないことを意図している。ただし、期限前償還等を行う日が平成37年12月13日以降となる場合において、以下に該当する場合を除く。

当社のいずれかの期末又は各四半期末（当該期末又は四半期末が期限前償還等を行う日以前12ヶ月間のうちに到来するものに限る。本項において以下同じ。）において、当社より公表（決算短信による公表を含む。本項において以下同じ。）済み、かつ、最新の連結財務諸表に係る財務データ（以下「最新の財務データ」という。）に基づき算出される当社調整連結自己資本金額（下記に定義する。）が、平成30年12月期第3四半期末の連結財務諸表に係る財務データに基づき算出される当社調整連結自己資本金額に本社債の発行価額の総額及び第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行価額の総額の合計の金額を加算した金額以上の場合、かつ、当社調整連結自己資本比率（下記に定義する。）が10.0%以上の場合。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、各信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額（信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。）を、借換証券について信用格付業者から承認された資本性（パーセント表示される。）（ただし、下記に

定める借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)をいう。

「借換証券」とは、以下の 乃至 の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の 乃至 の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の 乃至 の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

当社普通株式

その他株式

同順位劣後債務

上記 乃至 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「当社調整連結自己資本金額」とは、該当するいずれかの期末又は各四半期末における連結財務諸表に係る財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除し、1億円未満を四捨五入した金額をいう。

「当社調整連結自己資本比率」とは、最新の財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した金額を、最新の財務データにおける「負債及び資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した金額で除し、小数点以下第2位を四捨五入した値をいう。

(後略)

<楽天株式会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報>

(訂正前)

(前略)

8 借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得(以下「期限前償還等」という。)する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、本社債につき、期限前償還等をしないことを意図している。ただし、期限前償還等を行う日が平成40年12月13日以降となる場合において、以下に該当する場合を除く。

当社のいずれかの期末又は各四半期末(当該期末又は四半期末が期限前償還等を行う日以前12ヶ月間のうちに到来するものに限る。本項において以下同じ。)において、当社より公表(決算短信による公表を含む。本項において以下同じ。)済み、かつ、最新の連結財務諸表に係る財務データ(以下「最新の財務データ」という。)に基づき算出される当社調整連結自己資本金額(下記に定義する。)が、平成30年12月期第3四半期末の連結財務諸表に係る財務データに基づき算出される当社調整連結自己資本金額に本社債の発行価額の総額、第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の発行価額の総額及び第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の発行価額の総額の合計の金額を加算した金額以上の場合、かつ、当社調整連結自己資本比率(下記に定義する。)が10.0%以上の場合。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、各信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)を、借換証券について信用格付業者から承認された資本性(パーセント表示される。)(ただし、下記に定める借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。)をいう。

「借換証券」とは、以下の 乃至 の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の 乃至 の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の 乃至 の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

当社普通株式
その他株式
同順位劣後債務

上記 乃至 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「当社調整連結自己資本金額」とは、該当するいずれかの期末又は各四半期末における連結財務諸表に係る財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除し、1億円未満を四捨五入した金額をいう。

「当社調整連結自己資本比率」とは、最新の財務データにおける当社調整連結自己資本金額を、最新の財務データにおける「負債及び資本合計」の金額で除し、小数点以下第2位を四捨五入した値をいう。

(後略)

(訂正後)

(前略)

8 借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得（以下「期限前償還等」という。）する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額（下記に定義する。）につき借換証券（下記に定義する。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、本社債につき、期限前償還等をしないことを意図している。ただし、期限前償還等を行う日が平成40年12月13日以降となる場合において、以下に該当する場合を除く。

当社のいずれかの期末又は各四半期末（当該期末又は四半期末が期限前償還等を行う日以前12ヶ月間のうちに到来するものに限る。本項において以下同じ。）において、当社より公表（決算短信による公表を含む。本項において以下同じ。）済み、かつ、最新の連結財務諸表に係る財務データ（以下「最新の財務データ」という。）に基づき算出される当社調整連結自己資本金額（下記に定義する。）が、平成30年12月期第3四半期末の連結財務諸表に係る財務データに基づき算出される当社調整連結自己資本金額に本社債の発行価額の総額、第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行価額の総額及び第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行価額の総額の合計の金額を加算した金額以上の場合、かつ、当社調整連結自己資本比率（下記に定義する。）が10.0%以上の場合。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、各信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額（信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。）を、借換証券について信用格付業者から承認された資本性（パーセント表示される。）（ただし、下記に定める借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額とする。）をいう。

「借換証券」とは、以下の 乃至 の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の 乃至 の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の 乃至 の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

当社普通株式
その他株式
同順位劣後債務

上記 乃至 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「当社調整連結自己資本金額」とは、該当するいずれかの期末又は各四半期末における連結財務諸表に係る財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除し、1億円未満を四捨五入した金額をいう。

「当社調整連結自己資本比率」とは、最新の財務データにおける「資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した金額を、最新の財務データにおける「負債及び資本合計」から「その他の資本の構成要素」のうち「在外営業活動体の換算差額」を控除した金額で除し、小数点以下第2位を四捨五入した値をいう。

(後略)